

## 報道機関、地域の皆様へお知らせ

記者発表資料 配布日時	平成27年10月26日 10:00
----------------	----------------------

■同時発表先：島根県政記者会、松江市政記者クラブ、出雲市政記者クラブ、米子市政記者クラブ

## 河川における民間団体への活動支援制度があります ～「斐伊川水系(国管理区間)の河川協力団体」の募集～

平成25年7月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援する制度です。これらの団体を「河川協力団体」として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

河川協力団体の指定にあたっては、要件を満たす団体を募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査のうえ行います。

### ◎募集期間

平成27年10月27日(火)～平成27年11月27日(金)

### ◎申請資格要件

申請資格については、添付の「募集要項」をご確認ください。

### ◎申請方法等

河川協力団体の制度及び申請方法について、募集期間締切りまでの間、申出のあった団体に対し随時で説明をいたします。

#### (申請方法)

申請に必要な関係書類を添付して下さい。詳細は「募集要項」をご覧ください。

#### (様式等)

以下のURLに掲載します。

出雲河川事務所のWEBサイト <http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen>

なお、昨年度、斐伊川水系では、ウエスコ・エコクラブ、夕日スポット・クリーンサポーター、公益財団法人ホシザキグリーン財団、NPO法人水の都プロジェクト協議会、NPO法人中海再生プロジェクト、NPO法人しまね体験活動支援センター、NPO法人自然と人間環境研究機構の7団体が指定され、平成25年度に指定されたNPO法人未来守りネットワーク、認定NPO法人自然再生センターとあわせ、9団体となりました。各団体の活動内容は別紙をご覧ください。

※島根県の管理している斐伊川水系の河川におきましては、現在、河川協力団体の募集は行っておりませんが「ハートフルしまね」というボランティア支援制度があります。詳しくは島根県河川課までお問い合わせください。

(担当) 島根県河川課 管理グループ (電話0852-22-5499)

### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 (代表電話0853-21-1850)

【担当】 副所長(技術) にし ひろゆき 西 博之  
建設専門官 にしむらのりゆき 西村徳之(窓口) (直通電話0853-20-1765)

ウエスコエコクラブは、(株)ウエスコ島根支社の社員の有志が、ボランティアで夕日スポットの清掃活動を行うために結成された団体です。宍道湖夕日スポットがオープンするのに伴い、地下道の設計を同社が受注したことや、夕日スポットが同支社の目の前であることなどから、職員一同で話し合い清掃活動を行うことになりました。【河川管理者に協力して行う河川の維持】

### <夕日スポット>



嫁ヶ島周辺の宍道湖湖畔は夕景が大変美しい観光スポットで夕日観賞者が大勢訪れます。平成19年度に夕日観賞のたまり場を創出する目的で「夕日スポット」が整備されました。

夕日スポットは、道路区域と河川区域があり同団体は両区域の清掃を実施しています。  
**緑地帯区間：宍道湖夕日スポット河川敷の430m区間** (松江市袖師町地先)  
 宍道湖の水際から夕日テラスの階段護岸までの河川区域内が河川協力団体の活動範囲です。

### 夕日スポット清掃活動



夕日スポットは、河川区域部分と道路区域部分があり、河川区域部分について、平成19年から出雲河川事務所と河川アダプトプログラムの協定を締結し清掃活動をしています。同じ区間を清掃している夕日スポット・クリーンサポーターとは、清掃日及び清掃箇所を調整するなど連携して活動しています。

(株)ウエスコ島根支社は、岡山に本社を置く、総合建設コンサルタント業者です。積極的に社会貢献活動に取り組んでおり、夕日スポットの清掃だけでなく、中海干拓地の清掃も実施しています。



# 夕日スポット・クリーンサポーター

宍道湖夕日スポットがオープンするのに伴い、地域で維持管理することができないか検討され、地元企業が発起人になり、夕日スポット周辺企業等に意向を確認したところ多くの企業等から清掃ボランティア参加の賛同を得ることができ、施設オープン当時から清掃活動を行っています。地元企業、青年会議所、警察署、県など20団体、約350名で構成されています。【河川の管理者に協力して行う河川の維持】

### <夕日スポット>



嫁ヶ島周辺の宍道湖湖畔は夕景が大変美しい観光スポットで夕日観賞者が大勢訪れます。平成19年度に夕日観賞のたまり場を創出する目的で「夕日スポット」が整備されました。

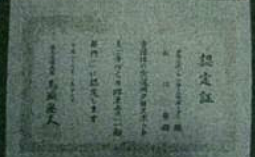
夕日スポットは、道路区域と河川区域があり同団体は両区域の清掃を実施しています。  
**緑地帯区間：宍道湖夕日スポット河川敷の430m区間** (松江市袖師町地先)  
 水際歩道から夕日テラスの階段護岸までの河川区域内が河川協力団体の活動範囲です。

### 夕日スポット清掃活動



夕日スポットは、河川区域部分と道路区域部分があり、河川区域部分について、平成19年から出雲河川事務所と河川アダプトプログラムの協定を締結し清掃活動をしています。参加団体の中には多い時で月に5回も活動している団体もあり、夕日スポットの清潔な環境を保っています。

国民省のつくり郷土賞  
**宍道湖夕日サポーター受賞**  
 国民省のつくり郷土賞は、地域の魅力を高め、観光振興を図ることを目的として、毎年10月頃に授与される。宍道湖夕日サポーターは、地域の魅力を高め、観光振興を図ることに貢献している団体として、国民省のつくり郷土賞を受賞した。



平成23年に「手作り郷土賞」を受賞しました。

# (公財)ホシザキグリーン財団

ホシザキグリーン財団は、島根県内に生息する野生生物の保護や生息環境を保全するという視点から、生息状況の調査研究を行っています。宍道湖・中海においても、生息する鳥類・魚類・昆虫類・水生生物について調査研究をしており、その成果を踏まえ、宍道湖西岸でバードウォッチングや水辺の生きもの採取・観察会を開催しています。また、河川環境アドバイザー(河川水辺の国勢調査)として中国地方整備局から委嘱を受けるなど河川管理者に協力していただいています。【河川の管理に関する知識の普及及び啓発】

水辺の生きもの採取・観察



バードウォッチング・野鳥の学習会



自然観察会などを開催し、宍道湖に生息する生きものやその生息環境に興味関心を持ってもらうことで身近な自然環境の大切さに気づき、そのことを通じて良好な河川環境の維持・管理の理解や意識を高めてもらう啓発活動を行っています。

漂着物観察会(清掃を含む)



湖岸の漂着物の観察を実施するとともに、漂着したゴミの回収など清掃活動を併せて行っています。

宍道湖グリーンパーク



ホシザキ野生生物研究所



島根県立宍道湖ゴビウス  
(特定管理運営)



宍道湖の汽水や汽水域に生息する生きもの  
を採集する水採取設備

宍道湖畔に野鳥観察舎がある「宍道湖グリーンパーク」や調査研究の拠点として「ホシザキ野生生物研究所」などの施設を運営し、この施設を活用して活動を行っています。

# NPO法人水の都プロジェクト協議会

水の都プロジェクト協議会は、嫁ヶ島を中心に宍道湖周辺の自然環境の保護や利活用に取り組む目的で、地域住民らにより設立されました。同団体は、嫁ヶ島や周辺で清掃活動等を実施するとともに、イベントで環境学習会を開催し、子ども達に水生生物調査や水質調査を体験してもらうなど、宍道湖の河川環境保全に向けた啓発活動を行っています。また、島根県から委託を受け、「宍道湖湖沼環境モニター」として、水質調査や湖沼観察など行っています。【河川管理者に協力して行う河川の維持】【河川の管理に関する知識の普及及び啓発】

嫁ヶ島周辺環境保全作業



宍道湖南岸から嫁ヶ島にかけて水草刈りを実施するとともに、嫁ヶ島及び周辺の漂着物の清掃作業を実施しています。嫁ヶ島は、国土交通省が整備した夕日スポットからの景観上あり、嫁ヶ島周辺の環境美化に積極的に取り組んでいます。

宍道湖湖沼環境モニター(水質調査・湖沼観察)



島根県から委託を受け「宍道湖湖沼環境モニター」として嫁ヶ島周辺の水質調査を実施するとともに、五感による湖沼環境調査を行っています。

<嫁ヶ島>



嫁ヶ島は、宍道湖に浮かぶ唯一の島で、島をのぞむ宍道湖の夕陽は絶景です。

環境学習会(水生生物調査・水質調査)



イベント(歩いて渡る嫁ヶ島)で、嫁ヶ島に渡った後に、環境学習として水生生物調査や水質調査(バックテスト)を子ども達に体験してもらいました。

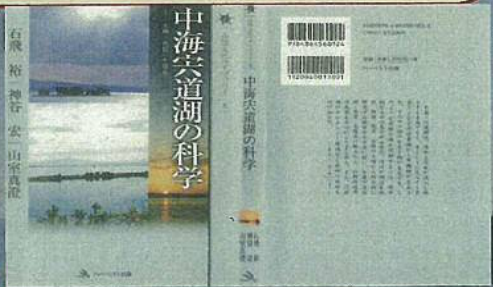
# NPO法人自然と人間環境研究機構

自然と人間環境研究機構は、水圏域・地圏・大気圏にわたる現実の自然と人間を対象とする科学的な調査・研究を行っており、本事業を踏まえた子どもをはじめとする自然環境学習、環境保全教育などに取り組んでいます。中海・宍道湖においても、環境学習として地元の小学校等を対象に中海・宍道湖及び流入河川の生物の調査を漁協組合の協力を得て毎年実施しています。また、中海等における水環境の現状について、地元で講演会を開催するなど、水環境保全に向けた啓発活動を積極的に行っています。【河川の管理に関する知識の普及及び啓発】

## 中海・宍道湖及びその流入河川の水環境・生息調査



新網にかかったセイゴの解剖等



宍道湖中海の水環境に係る啓蒙書を出版しました。

本庄沖、中海の漁師の船に乗せてもらい網網と呼ばれる小型定置網に入った漁獲物の調査を松江本庄地区の小学生と一緒に実施しました。毎年、各地域で実施しています。

## 中海流出水対策と地域住民の関わりについて

1. 中海流出水対策
2. 昔の中海
3. ウンコの研究
4. ない知恵から
5. おまけ



汚濁対策はしているが？

【調査対象】  
中海  
000 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

000 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

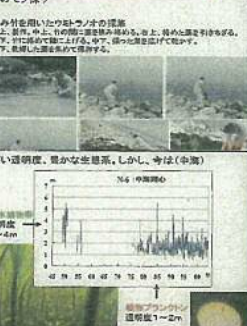
使用として水質は変わらぬ。

## 講演会

第17回 本庄地区  
**まちづくりフォーラム**

◎日時◎ 2月20日(土) 13:30~15:00  
◎会場◎ 本庄小学校 ぎざのみホール

◎内容◎ 1. 本庄小学校4,5年生の中海学習  
本庄小学校 藤原 潤上 校長  
2. 講演 「中海の賢と今」  
NPO法人 自然と人間環境研究機構  
理事長 立野 隆 様  
◎申込◎ 申込ご希望の方は事務局へご連絡下さい  
(TEL.04-6504-7824~1871)



高い透明度、豊かな生態系、しかし、今は(中海)

透明度 1~2m

## 斐伊川水系勉強会



出雲河川事務所と斐伊川水系の勉強会を開催しました。同団体からは、河川生態学術研究成果について発表がありました。

# NPO法人未来守ネットワーク

NPO法人未来守ネットワークは、水質浄化に向けたアマモ・コアマモの調査研究や中海の水を大切にすることの重要性を子どもたちに学んでもらうため環境学習会を開いています。【河川の管理者に協力して行う河川の維持】、【河川の管理に関する知識の普及及び啓発】

## アマモ・コアマモ再生活動

同団体は、2005年から水中の汚れを吸収して小さな生物のすみかとなるアマモ場の再生に取り組んでいます。勉強会やイベントを開催し、地域の住民と一緒に活動しています。



アマモ・コアマモ勉強会

アマモ・コアマモの生育状況や水質浄化への取り組み等について、報告しました。(境港市 6月21日)



アマモ・コアマモ採取イベント(6月21日)

アマモ・コアマモ移植イベント(11月14日)

初夏にアマモ・コアマモの種子採取イベントを実施するとともに秋には、アマモの種子をシートに植え付け、外江港(境港市)に設置しました。

## 寄り藻の回収及び肥料への利活用



漁業者と共同による寄り藻の採取(6月21日)

田植え 5月10日、稲刈り 9月21日(日野町)

中海北部海域で漁業者と共同による寄り藻の採取を行うとともに、海藻肥料の利活用と普及に向け、海藻肥料を使用している田において、境港市の子どもたちが田植えや稲刈りを体験するイベントを行いました。

## 河川管理の貢献

アマモ・コアマモは、窒素・リンを吸収し富栄養化を食い止める働きがあります。中海では、同藻が生育している浅場が少なくなっており、同団体が、アマモ場の再生に向け活動されることより、中海の水質浄化・改善に役立っています。

中海の寄り藻を回収することより、富栄養化につながる窒素・リンの除去に役立っています。

同法人の寄り藻の回収量(4月~12月 206トン) 窒素・リン換算除去量は以下のとおり  
・窒素は、370.8kgが除去されています。中海の日当たり生活系流入量の0.44日分です。  
・リンは、38.5kgが除去されています。中海の日当たり生活系流入量の0.577日分です。

# 認定NPO法人自然再生センター

認定NPO法人自然再生センターは、宍道湖から中海にかけて、自然の歴史や生態の調査・研究を行うとともに、親水の間を活用して地域住民や地元の児童と藻刈り等を実施するなど、環境教育の普及活動を行っています。【河川の管理者に協力して行う河川の維持】、【河川の管理に関する知識の普及及び啓発】

## We♥中海(中海でオゴノリ採り&サツマイモ掘り)



平成26年10月23日 八束町江島港で八束町内の児童等40名が参加して中海の海藻・オゴノリ採りを実施しました。



オゴノリ採り終了後は、海藻を肥料としサツマイモを作っている畑に移動し、サツマイモ掘りを体験しました。

平成27年1月1日 山陰中央新報



中海でオゴノリを刈り取り、肥料としてサツマイモを栽培することにも取り組んでいます。中海の水質浄化だけでなく、海藻資源の利活用に向けて活動されています。

## 河川管理の貢献

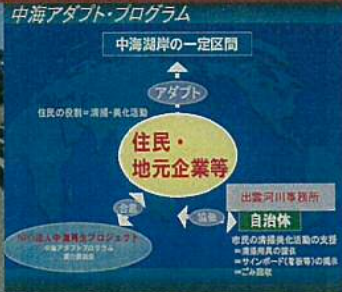
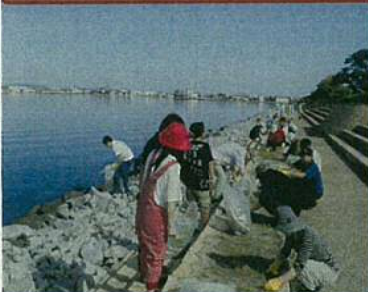
中海の海藻・オゴノリを回収することにより、富栄養化につながる窒素・リンの除去に役立っています。夏場に過剰繁殖したオゴノリは、水中で腐敗すると硫化水素を発生させ水質悪化の原因となるため、腐敗前に刈り取っています。

同法人のオゴノリ回収量(4月~12月 89.8トン) ※窒素・リン換算除去量は以下のとおり  
 ・窒素は、161Kgが除去されています。中海の日当たり生活系流入量の0.19日分です。  
 ・リンは、16.8kgが除去されています。中海の日当たり生活系流入量の0.25日分です。

# NPO法人中海再生プロジェクト

将来良好な河川環境を残すとともに、きれいで親しみのもてる川や湖とするため、「中海アダプトプログラム」により地元企業・住民並びに出雲河川事務所及び地元自治体と協働して、中海沿岸の河川清掃活動を実施しています。また、中海の環境改善への関心を高めてもらおうと「中海環境フェア」を毎年夏に開催し、河川環境保全に向けた啓発活動を実施しています。【河川の管理者に協力して行う河川の維持】、【河川の管理に関する知識の普及及び啓発】

## 中海アダプトプログラムによる清掃活動



出雲河川事務所とは、平成18年に「中海アダプトプログラム」の合意書を締結し、地元企業・自治体の91団体が参加し活動しています。年3回、各団体は、活動範囲を決めて清掃を実施しています。



## 中海環境フェア開催



出雲河川事務所もイベントを後援しており、簡易水質試験の体験コーナーを設けるなど、中海の環境改善に向け、連携して活動を行っています。

# NPO法人しまね体験活動支援センター

子ども達がふるさとの川での河川調査体験を通してふるさとを愛する心を育んだり、身近な環境問題に関心を抱いたり、そのことを流域の住民に情報発信して河川環境の保全に努めることを目的として、斐伊川・神戸川流域の小中学校等の参加・協力を得て、「斐伊川・神戸川流域環境マップづくり」に取り組んでいます。【河川の管理に関する知識の普及及び啓発】



平成14年当初は神戸川単独で実施していたが、平成19年からは斐伊川も含めてマップづくりに取り組んでいます。

### 【活動内容】

- ①調査期間を春と秋にそれぞれ約一ヶ月もうけます。
- ②各学校付近で実際に川に入って、指標生物やゴミ、水質(PH, COD)などを調査します。
- ③指標生物を分析し、種類・数から水質判定します。(国土交通省、環境省の指標を採用)
- ④調査地点ごとに調査結果(指標生物数、感想、写真など)を各学校からインターネットを使って島根県の運営するマップonしまね〜島根統合型GIS〜のホームページに入力します。
- ⑤流域全体の河川環境マップが完成し、ホームページで公開しています。

## 斐伊川・神戸川流域環境マップづくり成果発表会



発表会は平成26年で8回目で4機関100名が参加しました。出雲河川事務所は、この発表会を後援しています。



毎年11月頃、流域の小中学校及び中学校が調査した結果について発表会を開催しています。



平成24年には、この活動に対して河川功労者表彰を受賞しました。

## 水生生物調査(出雲河川事務所との連携)



地元の河川で年2回水質及び水生生物調査を実施し、マップづくりに活かしています。出雲河川事務所の水生生物調査とも連携して活動しています。



調査の成果は、毎年報告書にして各団体が活用しています。

# 出雲河川事務所河川協力団体募集要項

## 1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

## 2 期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

### (1) 特に期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の 9 のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持  
・河川、湖沼の沈水植物等の刈取り
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

### (2) 対象となる区間

上記(1)の期待している活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・斐伊川及び神戸川の国管理区間、尾原ダム及び志津見ダムの貯水池及び周辺の国管理区間（別図参照）

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

## 3 申請資格要件

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の 8 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規

- 約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
  - ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
  - ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
  - ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
  - ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
  - ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
  - ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
  - ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

#### 4 申請書類

- (1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書（様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書（様式－報告）
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書（様式－計画）
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3 申請資格⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類（様式－誓約書）
- キ 直近5年間で団体名の変更があった場合は、名称変更以前からの経緯、継続性が確認できる資料（該当の場合に限る）
- ク その他、河川管理者が必要と認める書類

- (2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

#### 5 募集期間

平成27年10月27日から平成27年11月27日まで



## 6 提出先

- (1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。  
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒693-0023

島根県出雲市塩冶有原町5-1

中国地方整備局出雲河川事務所 管理第一課 建設専門官

TEL 0853-20-1765

- (2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、出雲河川事務所の管轄区間のほか、中国地方整備局の他の事務所が河川の管理を管轄する区間にまたがる場合には、該当する事務所等（以下「事務所等」という。）のいずれかに提出すること。

## 7 審査方法

### (1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、中国地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

### (2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
- (ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
  - (イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
  - (ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
- (ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
  - (イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からヒアリングを実施します。

## 8 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。  
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

## 9 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。（様式－計画）
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。（河川法第 58 条の 10 第 1 項に基づく報告書）
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。（河川法第 58 条の 10 第 1 項に基づく報告書）
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。（河川法第 58 条の 10 第 1 項に基づく報告書）
- (6) 河川協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ事務所等の長に届け出てください。（名称等変更届出書）

## 10 指定の取り消し

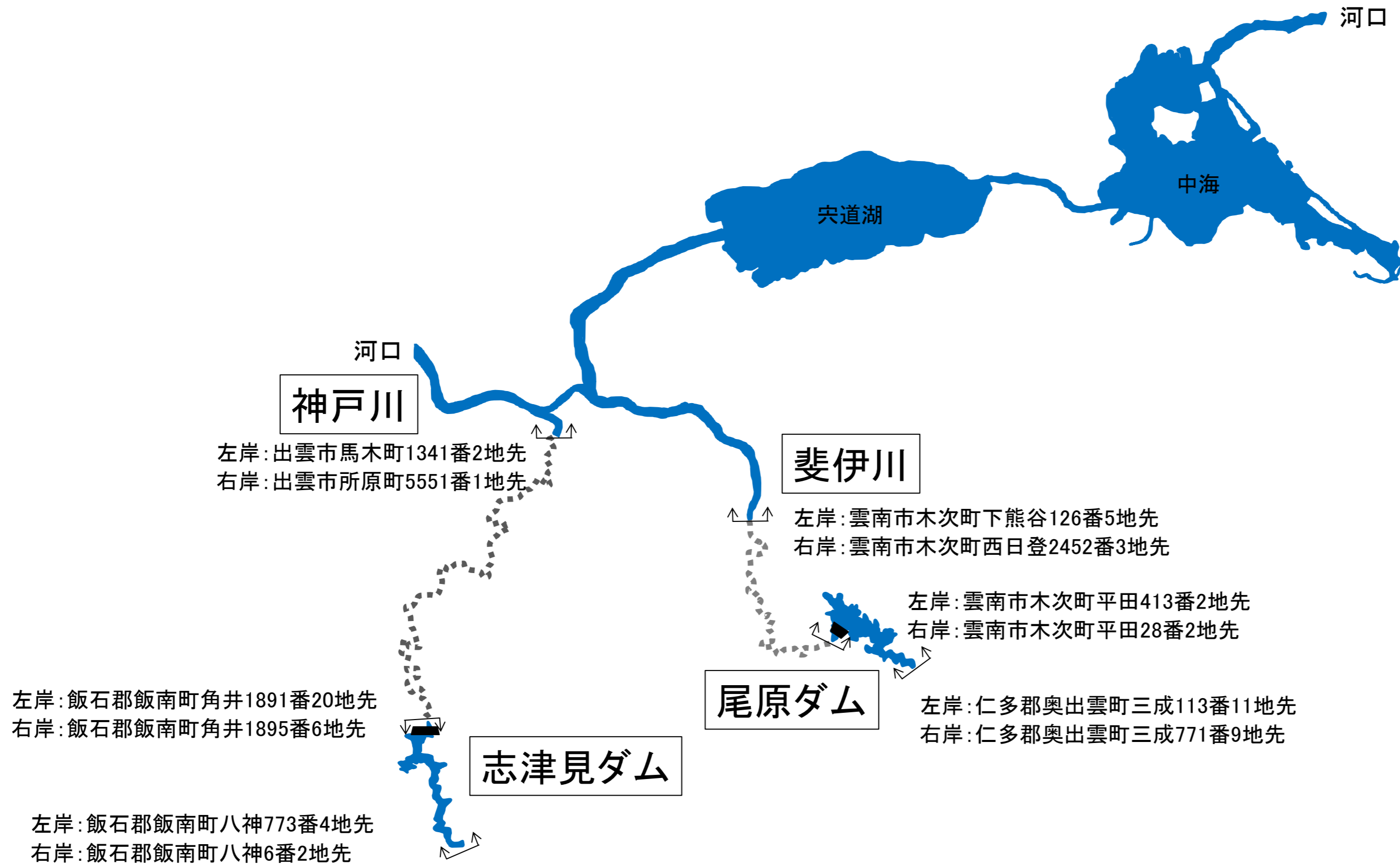
河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

## 11 問い合わせ先

河川一般 出雲河川事務所 管理第一課 建設専門官  
TEL 0853-20-1765

別図



凡例 ■ 活動の対象となる区間

# 河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法 第58条の8（河川協力団体の指定）  
第58条の9（河川協力団体の業務）  
第58条の10（監督等）  
第58条の11（情報の提供等）  
第58条の12（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

## ■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援する**ものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



## ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



### ③河川の管理に関する調査研究



### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



### ⑤上記に付随する活動

## ■河川協力団体に指定されると、どう変わる

◆法律上に規定されている河川協力団体として指定されることとなります。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。

### 河川法

#### 第58条の10 監督等

河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告させることができる。（以下、省略）

#### 第58条の11 情報提供等

国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。



## ■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

### 河川法

#### 第58条の12

（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認（法第20条）
- ・土地の占用の許可（法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の許可（法第25条後段）
- ・土地の掘削等の許可（法第27条第1項）
- ・工作物の新築等の許可（法第26条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

### 例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）